

つなげよう!
まちうう! あおもり かわとみち



青森河川国道ニュース



ご意見は
こちらまで

お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577

平成22年 6月 9日（水） 第130号



重要水防箇所合同巡視を実施!

国土交通省では毎年、「重要水防箇所」を定めるとともに、洪水予報・水防連絡会の事業計画の一環として、本格的出水期前に地元市町水防団等と合同で巡視を行い、「重要水防箇所」の周知を図っています。

青森河川国道事務所では、6月1日に藤崎出張所管内(参加者約45人)、6月3日に五所川原出張所管内(参加者約45人)においてそれぞれ実施しました。青森河川国道事務所が管理する河川を参加者が合同で巡視し、「堤防の大きさが不足している箇所」、「増水時に堤防や地盤を河川の水が浸透して水が湧き出る恐れのある箇所」、「堤防の法くずれの危険性のある箇所」などの「重要水防箇所」について確認しました。



6月1日 藤崎出張所管内 合同巡視の様子



6月3日 五所川原出張所管内 合同巡視の様子

洪水への備えは、河川管理者が行う河川の改修事業などのハード対策のみならず、洪水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、土のうを積むなどの地域の水防団の方々が行う「水防活動」等の被害を最小限に抑えるためのソフト対策が重要です。今回の「重要水防箇所合同巡視」は、ソフト対策の一環として行われているものであり、関係機関が情報を共有し、洪水時の効率的な堤防等の点検、危険箇所の早期発見、また、万が一の時の迅速且つ適切な水防工法(積み土のうなど)の実施につながることが期待されます。

なお、6月22日には、馬淵川河口部を管理する八戸出張所管内においても「重要水防箇所合同巡視」を行う予定です。

※「重要水防箇所」とは、洪水時において水防上特に注意しなければならない箇所です。「重要水防箇所」では、河川の水位上昇時等に迅速な水防活動を実施することが求められるため、河川管理者及び県・水防管理団体(各市町)・地元水防団など関係各機関が、適切且つ迅速な水防活動実施のため、「重要水防箇所」をあらかじめ熟知しておくことが必要です。

